

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシアは本年2月24日、ウクライナに軍事侵攻を開始した。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法及び国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。

よって、長瀬町議会は、今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し強く抗議するとともに、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちにすべての軍隊を完全に撤退させ、国際法に基づく誠意を持った対応により一刻も早く平和的に解決することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月10日

埼玉県長瀬町議会